

## 新「いわて特別支援教育推進プラン」の策定について（案）

岩手県教育委員会事務局  
学校教育室特別支援教育担当

### 1 目的

現在の「いわて特別支援教育推進プラン【2019年度～2023年度】」（以下「現推進プラン」という。）は、平成31年3月に策定され、令和5年度が完結年度となっている。

そこで、「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」で示された新時代の特別支援教育の在り方を踏まえ、新たに今後の本県特別支援教育の方向性を示す「いわて特別支援教育推進プラン【2024年度～2028年度】」（以下「新推進プラン」という。）を策定し、特別支援教育の取組を推進するものである。

### 2 策定の根拠

国は、平成19年4月通知「特別支援教育の推進について」の中で、「教育委員会等における支援」として、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めることに努めるよう示した。

本県においては、平成20年に「岩手県発達障がい者支援体制検討委員会・広域特別支援連携協議会」からの答申「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」で示された内容を長期的な方向性とし、これまでの推進プランを策定し、特別支援教育を推進してきた。

さらに、現推進プランは、「いわて県民計画」、「岩手県教育振興計画」の基本目標及び政策推進の基本方針や、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の趣旨を踏まえ、県教育委員会等における他の計画との整合性を図りながら取組を進めているものである。

次期推進プランについても、これまでの推進プランを引き継ぎ、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」で示された新たな特別支援教育の方向性を確認しながら、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を図ることを目的に、令和6年度から5年間の短期的な計画を策定するものである。

### 3 策定方法

学校教育室特別支援教育担当が中心となり、総合教育センター教育支援相談担当、教職員課県立学校人事担当（特別支援学校担当）、特別支援教育エリアコーディネーターから意見聴取しながら策定に係る庶務を行う。

策定に当たっては、現推進プランと同様に以下のように検討・意見聴取を行っていくものである。

会議等	【内容】・対象
①関係課長会議	【検討】 教育企画室・教職員課・保健体育課・生涯学習文化財課・学校教育室関係課長
②岩手県発達障がい者支援体制検討委員会・広域特別支援連携協議会	【検討・意見聴取】※保健福祉部との共同設置 保護者団体、学識経験者、医療関係者、保健福祉関係者、教育関係者、労働関係者等
③パブリックコメント等	【意見聴取】 県民

#### 4 これまでの推進プランにおける主な施策等

期間	推進プラン名	主な施策
H15   H20	岩手県特別支援教育推進プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校教育諸条件の整備充実方策</li> <li>・発達障がい児への支援の方向性</li> <li>・特別支援学校センター的機能の充実</li> </ul>
H21   H24	いわて特別支援教育推進プラン	「共に学び、共に育つ教育」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「交流籍」を活用した交流及び共同学習</li> <li>・特別支援教育エリアコーディネーター配置</li> <li>・継続型訪問支援</li> </ul>
H25   H30	いわて特別支援教育推進プラン 【平成 25 年度～平成 30 年度】	「つなぐ」「いかす」「支える」のキーワードによる構成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度重複障がいや通常の学級等に係る研究</li> <li>・県就学指導委員会の機能改善</li> </ul>
H31   H35	いわて特別支援教育推進プラン 【2019 年度～2023 年度】	共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進 「つなぐ」「いかす」「支える」のキーワードによる再構成
R 6   R10	いわて特別支援教育推進プラン 【2024 年度～2028 年度】	共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 「つなぐ」「いかす」「支える」のキーワードによる一層の推進

#### 5 新推進プランの方向性

「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」で示された新時代の特別支援教育の在り方を踏まえた、特別支援教育の推進に当たって、これまでの推進プランの方向性（「共に学び、共に育つ教育」の推進、すべての学校における特別支援教育体制の確立と充実、関係機関が連携した支援体制の確立）を引き継ぐとともに、これまでの成果と課題を踏まえた上で、「つなぐ」「いかす」「支える」のキーワードによる具体的施策の一層の推進を図る。

#### 6 策定スケジュール

令和 4 年度	4～7月 8月 8月 9～11月 1月 2月 2～3月	策定計画、策定案検討 関係課長会議① 広域特別支援連携協議会 策定に係る調査実施 関係課長会議②（素案検討） 広域特別支援連携協議会（素案検討） （素案修正）
令和 5 年度	4～5月 6月 8月 8～11月 10月 12月 1月～	パブリックコメント実施 関係課長会議③（素案修正） 広域特別支援連携協議会（素案修正） 庁内協議、教育委員会報告（公表案作成） 広域特別支援連携協議会（書面による素案修正） 教育長決裁、議会報告、新推進プラン公表 推進会議、校長会、代表指導主事会議等での説明

## 7 配布資料

資料4-1：新「いわて特別支援教育推進プラン」の策定について（案）

資料4-2：新「いわて特別支援教育推進プラン」の策定について（概要案）

資料4-3：いわて特別支援教育推進プラン【2019年度～2023年度】（概要版）

資料4-4：学校における医療的ケアの今後の対応について（概要版）

資料4-5：「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告（概要版）

資料4-6：「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（概要版）

資料4-7：「岩手県立特別支援学校整備計画」（概要版）

資料4-8：障害のある子供の教育支援の手引～子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（概要版）

小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

資料4-9：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（概要版）

資料4-10：特別支援学校設置基準の公布等について（概要版）

資料4-11：いわて県民計画（特別支援教育に関する部分のみ抜粋）

資料4-12：岩手教育振興計画（特別支援教育に関する部分のみ抜粋）

# 新「いわて特別支援教育推進プラン」の策定について（概要案）

令和4年8月5日  
学校教育室  
特別支援教育担当

## 1 国の動向

- 現「いわて特別支援教育推進プラン」策定後における、特別支援教育に関する国の主な動向は以下のとおり。
- 平成31年 3月 学校における医療的ケアの今後について**  
医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等
  - 平成31年 3月 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について**  
学習評価を行うに当たっての配慮事項  
指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項
  - 令和3年 1月 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告**  
障害の有無に関わらず誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築
  - 令和3年 1月 「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）**  
障害のある子供の学びの場の整備・連携強化  
特別支援教育を担う教師の専門性向上  
関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実
  - 令和3年 5月 「岩手県立特別支援学校再編整備計画」策定、公表**  
特別な支援を必要とする児童生徒等の教育環境の整備
  - 令和3年 6月 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～**  
就学をはじめとする必要な支援を行う際の基本的な考え方  
医療的ケア児の受け入れに際し、就学に関わる関係者の全てが、理解しておくべき基本的な考え方
  - 令和3年 9月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 施行**  
医療的ケア児の健やかな成長とその家族の離職防止  
安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現
  - 令和3年 9月 特別支援学校設置基準の公布等について**  
特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準

## 2 本県の動向

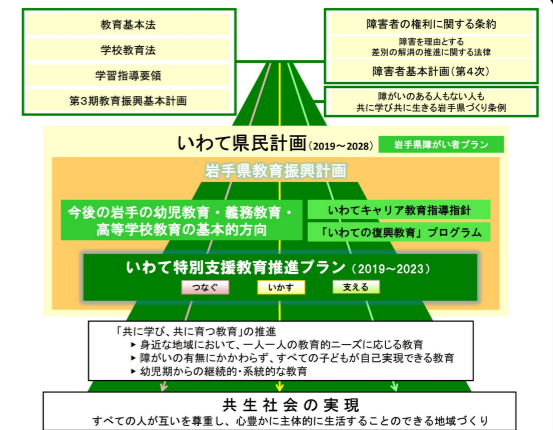
- 「いわて特別支援教育推進プラン」策定に関する本県の動向は以下のとおり。
- 平成20年10月 岩手県における今後の特別支援教育の在り方（報告）**  
※交流籍
  - 平成21年12月 いわて特別支援教育推進プランの策定**  
※交流籍 ※特別支援教育エリアコーディネーター ※継続型訪問支援
  - 平成23年 6月 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の施行**  
※あらゆる分野の活動に参加する権利の尊重
  - 平成25年11月 いわて特別支援教育推進プラン【平成25年度～平成30年度】の策定**  
※重度・重複障がいや通常の学級に係る研究 ※県就学指導委員会の機能改善
  - 平成31年 3月 いわて特別支援教育推進プラン【2019年度～2023年度】の策定**  
※「つなぐ」「िकास」「支える」のキーワードによる再構成

## 3 策定に向けての方向性

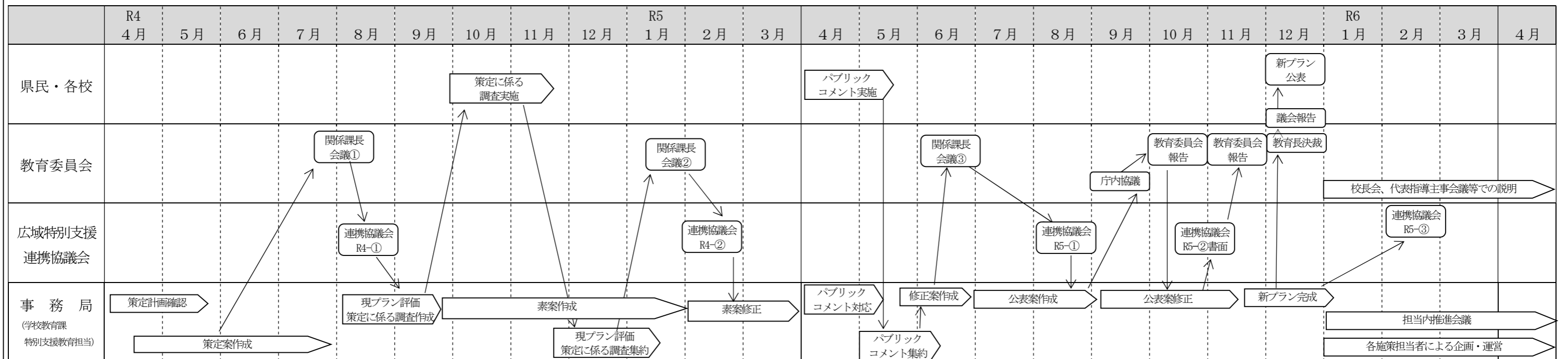
「いわて県民計画」、「岩手県教育振興計画」の基本目標や基本方針、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の趣旨を踏まえ、県教育委員会等における「いわてキャリア教育指導指針」「いわての復興教育プログラム」等との整合性を図る。

具体的な策定に当たっては、これまでのプランの方向性を引き継いだ上で、残された課題の解決と継続的な取組が必要なものを検討するとともに、「広域特別支援連携協議会」による保健、福祉、労働など関係機関と連携した検討や、県民からの意見を踏まえながら進めていく。

令和5年度始めに素案の公表、令和5年度末に成案公表とする。



## 4 策定スケジュール



【概要版】 いわて特別支援教育推進プラン (2019~2023)

～ 「共に学び、共に育つ教育」の推進～

計画期間 2019年度～2023年度までの5年間



特別支援教育に関する現状

**国の動向**

- ・共生社会の形成に向けた国内法等の整備
- ・インクルーシブ教育システムの推進
- ・障がいのある方の生涯を通じた学習活動の充実
- ・新学習指導要領の告示

「いわて特別支援教育推進プラン (2019~2023)」

**目指す姿** すべての人が互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会の実現

**基本理念** 共に学び、共に育つ教育

いわて特別支援教育推進プラン [平成 25 年度～平成 30 年度]

つなぐ

～ 就学から卒業までの一貫した支援の充実 ～

〔主な施策〕

- 「教育支援のためのガイドライン」の作成・活用
- 就学支援ファイルや個別の教育支援計画の活用
- 企業との連携協議会の取組の充実・発展

〔取組後の主な課題〕

- ▲教育支援に関する市町村の取組周知
- ▲取り組まれてきた指導内容等の確実な引継ぎ
- ▲キャリア教育の充実、就労の場の拡大

いかす

～ 各校種における指導・支援の充実 ～

〔主な施策〕

- 特別支援学校のセンター的機能の活用
- 「チームで取り組む特別支援教育の手引き」の作成・活用
- 各校種、各職種に応じた研修の実施
- 「交流箱」を活用した交流及び共同学習の継続・充実

〔取組後の主な課題〕

- ▲多様な相談等に対応するための支援体制
- ▲一斉指導と個別指導の両面からの指導・支援
- ▲各校種、各職種に応じた継続的な研修の実施
- ▲各校種における交流及び共同学習の推進

支える

～ 教育環境の充実・県民理解の促進 ～

〔主な施策〕

- 特別支援学級等の充実、盛岡となん支援学校移転等
- 県民向け講演会、ボランティア養成講座の開催

〔取組後の主な課題〕

- ▲各校種の実情に応じた計画的な教育諸条件の整備
- ▲県民の理解と生涯学習の推進

方向性

早期からの継続した教育支援体制の整備

保護者が就学に際して必要とする情報を得られ、児童生徒等への指導内容や支援方法が、就学や進学先、進級時に確実に引き継がれることを目指す。

卒業後を見据えた支援の充実

地域とのつながりを生かして充実した生活を送りつつ、卒業後を見据えた学習を積み重ね、地域で自立し、生活していくことを目指す。



特別支援学校技能認定会

地域資源を活用した指導・支援の充実

各校において地域資源を活用した指導・支援の取組の改善に努めることを通して、支援を必要とする児童生徒等の学習や生活の充実を目指す。

多様なニーズに対応した指導・支援の充実

各校・機関等における教職員の専門性向上の取組を通して、学習や生活の質の向上を目指す。

連続性のある多様な学びの場の充実

各園・校において、交流及び共同学習や教員同士の交流が行われ、相互理解の深まりや教員の指導力向上を目指す。

多様なニーズに対応した教育諸条件の充実

児童生徒等が、それぞれの学びの場で教育的ニーズに応じた学習内容に取り組むことができることを目指す。

共生社会の形成に向けた県民の理解

特別支援教育への関心や理解が広がり、特別支援教育の推進を支える県民が増えることを目指す。

主な具体的施策

★：新規・重点施策

- ★「教育支援のためのガイドライン」に基づく早期からの教育相談・支援（市町村教育委員会によるリーフレット等の作成・活用等による、就学や福祉に関する保護者への事前の情報提供）
- ★引継ぎシート等の活用による継続した支援（引継ぎシートの全県的な導入による各校種間や医療機関等との情報共有）
- 県教育支援委員会市町村教育支援委員会への助言・援助（県教育支援委員会調査員や就学支援アドバイザーの活用）

- 就労支援ネットワーク会議等を活用した、高等学校等への就労に関する情報提供
- ★特別支援学校等と地域企業との連携（サポーター企業の周知・表彰、地域における進路・就労支援等に関する情報発信）
- 特別支援学校技能認定会を活用した教育活動（進路指導の充実と教育活動の改善）

- ★地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援（「特別支援教育中核コーディネーター」の養成・委嘱）
- 複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等の実施
- エリアコーディネーターの配置・運用

- ★各校種の特別支援教育の推進に係る研究（学習指導要領の改訂等を踏まえた研究と研究成果の普及）
- ★多様性を前提とした学級経営、教科教育と特別支援教育の融合
- ★特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修（「継続型ステップアップ研修」の実施）
- ★特別支援学校における研究・研修の充実による授業力向上

- ★すべての校種における交流及び共同学習（「交流箱」の活用やスポーツ活動、文化芸術活動を通じた交流及び共同学習）
- 特別支援学校教員と小中学校等教員との交流

- ★特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備
- ★特別支援学校の整備推進（整備計画の策定）
- ★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用
- ★医療との連携による多様な学びの場の保障（長期入院児童生徒への訪問教育等の拡充）

- 県民向け公開講座（広報活動等の充実）
- 特別支援教育サポーター養成
- ★スポーツ活動、文化芸術活動を通じた生きがいづくり、地域とのつながりづくり



絵画 「Try スポーツがんばろう!!」

## 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）の概要

「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」（H29.10初等中等教育局長決定）の最終まとめが取りまとめられたことを受け、文部科学省として、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。（H31.3.20初等中等教育局長通知）概要は以下のとおり。

### 1. 医療的ケア児の教育の場

- ・ 医療的ケア児の実態は多様であり、医療的ケアの種類・頻度のみに着目した画一的な対応ではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うこと
- ・ 就学先決定の仕組みは、個々の障害の状態、本人の教育的ニーズ等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定（平成25年に学校教育法施行令を改正）
- ・ 医療的ケア児の「教育の場」の決定も、教育委員会が主体となり、早期からの教育相談・支援と合意形成のプロセスが求められる
- ・ 長期間欠席や訪問教育を受ける医療的ケア児の指導上の工夫の一つとして、遠隔教育などICTの効果的な活用による指導時間の増加等が考えられる

### 2. 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方

- ・ 学校における医療的ケアの実施は、教育面・安全面で、大きな意義を持つ
- ・ 教育委員会は看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、適切な配置を行い、学校は看護師等を中心に教職員等が連携協力して医療的ケアに当たること
- ① 医療的ケアに係る関係者の役割分担
  - ・ 学校や教育委員会は関係者の役割分担を整理することが重要であり、教育委員会や学校だけでなく、主治医や保護者など、医療的ケア児に関わる者それぞれが責任を果たし、医療的ケアの実施に当たることが必要
- ② 医療関係者との関係
  - ・ 地域の医師会や看護団体等の協力を得て、小児医療や在宅医療などの専門的知見を活用することが必要
  - ・ 主治医に対しては、実施する学校の状態等を踏まえて明確な指示書を作成する必要性があることを説明すること
  - ・ 学校はあらかじめ主治医に対して指示書の作成に必要な情報を十分に提供等を行うことが必要
  - ・ 主治医等と学校との間で考えが異なる場合には、必要に応じて教育委員会等が場を設け、双方の納得できる解決を促す役割を担うことが重要
  - ・ 教育委員会は、医療的ケア等に知見のある医師を学校医としたり、医療的ケア指導医を委嘱したりするなど、医療安全を確保するための十分な支援体制を整えること

### ③ 保護者等との役割

- ・ 各学校は医療的ケアに関する窓口となる教職員を定め、入学前から相談を受けられる体制を整備するとともに、入学後においても日々の情報交換を密にすること
- ・ 保護者から、健康状態や医療的ケアの頻度などについて説明を受けた上で、学校で対応できる範囲について、共通理解を図ることが必要
- ・ 保護者の付添いについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限りよう努めるべき

### 3. 教育委員会における管理体制の在り方

#### ① 総合的な管理体制の整備

- ・ 教育委員会は、医療的ケア児の受け入れに備え、域内の学校における医療的ケア児に関する総合的な管理体制を整備するため、学校における医療的ケア実施体制の策定、学校・医療的ケア指導医の委嘱、看護師等の配置、研修等、緊急時の対応指針の策定等を実施すること
- ・ 総合的な管理体制を構築するため、教育、福祉、医療等の関係者、保護者の代表者などで構成される医療的ケア運営協議会の設置すること
- ・ 域内の学校における医療的ケア体制をバックアップするため、都道府県等レベルで関係機関との連絡体制を構築していくこと

#### ② ガイドライン等の策定

- ・ 域内の学校に共通する重要事項について、ガイドライン等を策定すること
- ・ 特定行為以外の医療的ケアについては、一律に対応するのではなく、個々の医療的ケア児の状態に応じてその安全性を考慮しながら対応を検討すること

#### ③ 学校に看護師等を配置する際の留意事項

- ・ 指導的な立場となる看護師を指名するなど、看護師等が相互に情報共有や相談を行うことができるようにすることも有効
- ・ 看護師等の配置は、自ら雇用するだけでなく、医療機関等に委託する事も可能。その際は業務内容や手続きを十分検討し、契約書等で明確にすることが必要。

#### ④ 都道府県教育委員会等による市区町村教育委員会等への支援

- ・ 都道府県教育委員会や特別支援学校においては、域内の市区町村が設置する小・中学校等の求めに応じて専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施したりするなど、支援体制を構築すること。

# 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）の概要

## 4. 学校における実施体制の在り方

### ① 学校における組織的な体制の整備

- ・ 学校は、教育委員会のガイドライン等を踏まえ、役割分担や連携の在り方、計画書・報告書・個別マニュアルの作成、緊急時への対応等を実施要領として策定すること
- ・ 医療的ケア安全委員会を設置するなど、校長の管理責任の下、関係者が連携し対応できる体制を構築すること

### ② 専門性に基づくチーム体制の構築

- ・ 看護師等がより安心して医療的ケアを実施するため、指導的な立場の看護師の配置に加え、医療関係者と直接意見交換・相談できる体制の構築、「チーム学校」の一員として他の教職員とのコミュニケーションも重要

### ③ 個別の教育支援計画

- ・ 「個別の教育支援計画」を作成する際に、主治医や訪問看護ステーションの看護師等から情報を得たり意見交換することが望ましい

## 5. 認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等の特定行為を実施する上での留意事項

### ① 特別支援学校における留意事項

- ・ 教職員等が特定行為を行う場合には、認定特定行為業務従事者としての認定を受けている必要があることや、その認定の範囲内で特定行為を行うこと、医師の指示を受けていることなど、法令等で定められた手続を踏んでおくこと

### ② 小・中学校等における留意事項

- ・ 小・中学校等において医療的ケアを実施する場合には主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等がバックアップする体制が望ましい

## 6. 特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項

- ・ 医療的ケア運営協議会において全体的な方針を検討した上で、各学校において、主治医や学校医・医療的ケア指導医や看護師等の助言を得つつ、個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を考慮しながら、対応の在り方を検討するとともに、実施状況を、医療的ケア運営協議会で共有し、医療的ケアの実施につなげていくこと

## 7. 医療的ケア児に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断

- ・ 文部科学省では、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年8月25日17国文科ス第30号初等中等教育局長通知）」（以下「平成17年通知」という。）において、厚生労働省が示す「原則として医行為ではないと考えられるもの」の周知を図っている

## 8. 研修機会の提供

### ① 看護師等に対する研修

- ・ 教育委員会は、学校に配置する看護師等の専門性の向上を図るために、医療部局や福祉部局等と連携の上、最新の医療や看護技術、医療機器等に関する知識や技能を得るための実践的・臨牀的な研修を受ける機会を確保すること。地域の医師会・看護団体等主催の研修を受講する機会を与えるのも有効。

- ・ 国は、教育委員会の研修をより充実させていくため、研修の企画・実施に努める。各教育委員会は、指導的な立場にある看護師や教育委員会や教育委員会の担当等が受講できるよう配慮すること

### ③ 全ての教職員等に対する研修及び保護者等への啓発

- ・ 学校全体での組織的な体制を整える観点から、医療的ケアを実施しない教職員に対しても、医療的ケアの基礎知識に関する校内研修を実施すること

## 9. 校外における医療的ケア

### ① 校外学習（宿泊学習を含む。）

- ・ 各学校及び医療的ケア児の状況に応じ、看護師等又は認定特定行為業務従事者が実施する体制を構築すること。小・中学校等については、主として看護師等が医療的ケアに当たること

- ・ 泊を伴う行事については、勤務時間等も考慮した人員確保とともに、緊急の事態に備え、医療機関等との連携協力体制の構築すること

### ② スクールバスなど専用通学車両による登下校

- ・ 専用通学車両への乗車については個別に判断すること
- ・ スクールバスなど専用通学車両の登下校において、乗車中に喀痰吸引が必要なる場合には、看護師等による対応を基本とし、運行ルート設定の際に安全に停車可能な地点をあらかじめ確認し、停車して医療的ケアを実施すること
- ・ 緊急時対応が必要となる場合の対応策について、保護者と学校関係者との共通理解を図ること

## 10. 災害時の対応

- ・ 医療材料や医療器具、非常食等の準備・備蓄について、あらかじめ保護者との間で協議すること
- ・ 医療機器を使用する医療的ケア児がいる場合には、電源の確保や日頃から点検を行うとともに、停電時の対応を保護者と学校関係者で事前に確認すること
- ・ スクールバスに乗車中など、登下校中に災害が発生した場合の対応についても、緊急時の対応、医療機関等との連携協力体制を十分確認すること

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

障害者権利条約批准に基づき障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、

①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備

②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実・整備

を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充

・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えらるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現

・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職業に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教職免許取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教職免許取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキユリテイ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進



「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子どもたちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～(答申)【概要】

第1部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が，自分のよさや可能性を認識するとともに，あらゆる他者を価値のある存在として尊重し，多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え，豊かな人生を切り拓き，持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

令和3年1月26日  
中央教育審議会

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果，直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず，生徒指導の面でも主要な役割を担い，児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで，子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は，諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割

①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的，精神的な健康の保障 (安全・安心につながる)ことができる居場所・セーフティネット)

課題

- 子どもたちの意欲・関心・学習習慣等や，高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方，変化する社会の中で以下の課題に直面
- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり，結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され，その負担が増大
- 子どもたちの多様化 (特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加，貧困，いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等)
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下，教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど，加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化，人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立，今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念  
(自立・協働・創造)の継承

学校における  
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の  
実現

新学習指導要領の  
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで，従来の日本型学校教育を発展させ，「令和の日本型学校教育」を実現

### 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

#### ① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ **新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要**
- ◆ **GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要**
- ◆ **その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む**

#### 指導の個別化

- **基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、**
- **支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現**
- **特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う**

#### 学習の個性化

- **基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組み機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する**

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に**子供の成長やつまづき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる**
- ◆ その際、ICTの活用により、**学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要**

### それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

#### ② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、**探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要**
- ◆ **集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせざり、よりよい学びを生み出す**
- **知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる**
- **同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切**

## 子供の学び

### 幼児教育

- 小学校との円滑な接続，質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により，質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しみ中で達成感を味わいながら，全ての幼児が健やかに育つことができる

### 高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や，社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体，企業，高等教育機関，国際機関，NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや，STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

## 教職員の姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め，教職生涯を通じて学び続け，子供一人一人の学びを最大限に引き出し，主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し，多様なスタッフ等とチームとなり，校長のリーダーシップの下，家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信，新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され，志望者が増加し，教師自身も志気を高め，誇りを持って働くことができている

## 子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における1人1台端末環境の実現，デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実，校務の効率化，教育政策の改善・充実等
- ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備，学校施設の整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備
- 小中連携，学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

### 義務教育

- 新たなICT環境や先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成，多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じた意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い，多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ，地域の構成員の一人や主権者としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

### 特別支援教育

- 全ての教育段階において，インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ，全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え，通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

## 4. 新時代の特別支援教育の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 特別支援教育への理解・認識の高まり，制度改正，通級による指導を受ける児童生徒の増加等，インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化
- 通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実・整備を着実に推進

### (2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- ① **就学前における早期からの相談・支援の充実**
  - 関係機関や外部専門家等との連携による人的体制の充実
  - 幼児教育の観点から特別支援教育を充実するため，教師や特別支援教育コーディネーター，特別支援教育支援員の資質向上に向けた研修機会の充実
  - 5歳児健診を活用した早期支援や，就学相談における情報提供の充実
- ② **障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援について**
  - 就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の充実
- ③ **小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実**
  - 特別支援学級の児童生徒が，特別支援学級に加え，在籍する学校の通常の学級の一員としても活動する取組の充実，年間指導計画等に基づく教科学習の共同実施
  - チェックリストの活用等による通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の特性の把握・支援，在籍する学校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
  - 通級による指導の担当教師等の配置改善や指導体制の充実
  - 学校施設のバリアフリー化の推進に向けた学校設置者の取組支援
  - 通常の学級，通級による指導，特別支援学級といった障害のある児童生徒の多様な学びの場の一層の充実・整備等
- ④ **特別支援学校における教育環境の整備**
  - ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
  - 必要な最低基準としての特別支援学校の設置基準策定，教室不足の解消に向けた集中的施設整備の取組推進
  - 特別支援学校のセンター的機能の充実や設置者を超えた学校間連携を促進する体制の在り方の検討
  - 知的障害者である児童生徒が各教科等において育むべき資質・能力を児童生徒に確実に身に付けさせる観点から，著作教科書（知的障害者用）を作成
  - 特別支援学校に在籍する児童生徒が，地域の学校に副次的な籍を置く取組の一層の普及推進
- ⑤ **高等学校における学びの場の充実**
  - 小中学校から高等学校への適切な引き継ぎを行い，個別の教育支援計画や指導計画の作成・活用による適切な指導・支援を実施
  - 通級による指導の充実や指導体制，指導方法など，高等学校における特別支援教育の充実，教師の資質向上のための研修
  - 本人や保護者が障害の可能性に気が付いていない場合の支援体制の構築
  - 卒業後の進路に対する情報の引継ぎなど，関係機関等の連携促進

### (3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

- ① **全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性**
  - 障害の特性等に関する理解や特別支援教育に関する基礎的な知識，個に合った分かりやすい指導内容や指導方法の工夫の検討
  - 教師が必要な助言や支援を受けられる体制の構築，管理職向けの研修の充実
  - 都道府県において特別支援教育に係る資質を教員育成指標全般に位置づけるとともに，体系的な研修を実施
- ② **特別支援学級，通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性**
  - 個別の指導計画等の作成，指導，関係者間の連携の方法等の専門性の習得
  - OJTやオンラインなどの工夫による参加しやすい研修の充実，発達障害のある児童生徒に携わる教師の専門性や研修の在り方に関する具体的な検討
  - 小学校等教職課程において特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
  - 特別支援学校教諭免許取得に向けた免許法認定講習等の活用
- ③ **特別支援学校の教師に求められる専門性**
  - 幅広い知識・技能の習得，専門的な知見を活用した指導，複数障害が重複している児童生徒への対応
  - 広域での研修や人事交流の仕組みの構築，教員養成段階における内容の精選やコアカリキュラムの策定
  - 特別支援学校教諭免許状取得に向けた外国による教育委員会への情報提供等の促進，免許法認定通信教育の実施主体の拡大検討

### (4) 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

- 関係機関等と家庭の連携，保護者も含めた情報共有，保護者支援のための連携体制の整備，障害の有無に関わらず全ての保護者に対する支援情報や相談窓口等の情報共有
- 地域の就労関係機関との連携等による早期からのキャリア教育の充実
- 特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等の学校間での引き継ぎに当たり，統合型校務支援システムの活用などの環境整備を実施
- 個別の教育支援計画（教育）・利用計画（福祉サービス）・個別支援計画（事業所）・移行支援計画（労働）の一体的な情報提供・共有の仕組みの検討に向け，移行支援や就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方などの検討
- 学校における医療的ケアの実施体制の構築，医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等の環境整備
- 学校に置かれる看護師の法令上の位置付け検討，中学校区における医療的ケア拠点校の設置検討

# 岩手県立特別支援学校整備計画（令和3年度から令和10年度までの計画）概要版



## 岩手県教育委員会

### 6 主な整備内容

○3つの柱に基づき、多様なニーズに対応した教育諸条件の整備について、進めます。

#### ① 各地域の実情に応じた学びの場の整備

各地域の実情を踏まえながら、児童生徒等が適切に教育活動に取り組むことができる教育環境の整備を進めることで、「共に学び、共に育つ教育」のより一層の推進を図る。

- ◆**地元で貢献できる人材の育成（高学部・職業教育の充実）** **【全県】**  
これからの時代の働き方を児童教育の充実が必要とされるため、地域を支え、地域に貢献できる人材の育成という観点から、岩手の特色や各地域の産業等を生かした高等教育の在り方について見直しを行う。
- ◆**校舍老朽化や狭小化等への対応による教育環境の充実** **【全県】**  
教室の閉じ切りや特別支援学校の普通教室への転用など、これまでの対応状況の解消を含めて、関係部局と連携しながら大規模改修工事等の施設整備を進め、校舍老朽化や狭小化の改善を計画的に行う。

◆**通学に係る負担軽減への対応** **【全県】**  
関係部局や地域の関係機関、市町村や地域の関係機関との連携を図りながら、地域や児童生徒の実情に応じて、様々な通学手段について対応していく。

◆**学校立地における自然災害への対応** **【全県】**  
自然災害への対策を講じるとともに、隣接する施設の状態の変化も見据えながら、抜本的な環境整備についての連携により優先的に検討する。

◆**特別支援学校未設置地区における小中高等部一貫の特別支援学校の設置** **【全県】**  
地域のニーズや特別支援学校が未設置であった地区において、点在している分教室を一貫校として集約するとともに、狭小化などの教育活動改善し、より質の高い教育を受けられるよう未計画期間中に可能な限り早期の開設を目指す。

◆**分教室における教育環境の充実** **【岩手中部 画期】**  
分教室における狭小化への対応について、これまでの教育実践の蓄積を踏まえ、市や当該校との連携による特別教室等の円滑な活用など、見直しをもとに整備に取り組む。併せて高等部分教室設置について検討する。

#### ② 関係機関と連携した個別のニーズへの対応

医療、福祉等の関係機関と連携しながら、多様な教育的ニーズに対応する支援体制の構築を図り、すべての子どもが自己実現できる教育を推進する。

#### ◆医療機関との連携

関係会議等において、具体的な課題やニーズを把握するとともに、関係各所の役割等を確認し情報共有を密にしながら、医療的ケアに係る課題の改善に努め、看護師配置の充実による支援体制の整備を図る。

#### ◆保健福祉関係機関との連携

早期からの相談・支援体制に向けて、保健福祉関係機関とエリアコーディネーターや特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる連携強化を図る。

#### ③ 特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校の専門性を生かしながら、引き続き地域域の支援センター校として特別支援教育の推進に努め、どの地域においても専門性の高い教育が受けられる教育環境の充実を図る。

#### ◆特別支援学校の役割や種別が異なるセンター的機能の整理と見直し

地域の状況や役割の種別等、本県におけるこれまでの支援と見直しを行い、地域でのより適切な支援につなげるように機能を強化する。

#### ◆特別支援学校と関係機関や小中高等学校等との一層の連携強化

特別支援学校と関係機関や小中高等学校等が様々な取組における連携を強化し、関係者が一丸となって地域や各学校の実情に応じた支援の充実を図る。

### 【施設整備・学科改編に関する工程表】

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
【釜石市】新築工事・移転							
【二戸地区】新設設置に向けた検討・基本構想							
※設置場所は福岡工業高学校校地内を検討中							
盛岡市高等支援学校の教育内容・学科の見直しを検討							
取組可能な学科から先行実施・必要に応じて学科学科の改編							
大規模改修に向けた検討							
状況に応じた基本・実施設計、改修工事							

### 1 策定の趣旨

○特別支援学校における教育環境の変化や児童生徒の障がいの多様化等に伴う諸課題を解決し、安全で安心して学習ができるよう全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、「岩手県特別支援学校整備計画」を策定する。  
○この計画に基づき、特別支援学校の教育環境の整備を推進し、県の特別支援教育体制の充実に取り組む。

### 2 計画期間

○8年計画（2021～2028）：「いわて県民計画（2019～2028）」に合わせ2028（R10）までとする

### 3 基本的考え方

○前計画である「県立特別支援学校（盲・聾・養護学校）再編整備計画（H19～H22）」における取組の方向性を踏まえた現状の課題を明らかにし、下記の3つの計画を踏まえながら、特別支援教育の取組を更に充実させるための特別支援学校における環境整備に関する計画とする。

#### 「いわて県民計画（2019～2028）」・「岩手県教育振興計画」

- ◆特別支援教育の多様なニーズへの対応
- ・全県的な特別支援学校の教育環境整備

○前計画「県立特別支援学校（盲・聾・養護学校）再編整備計画（H19～H22）」及びその後の取組の方向性を踏まえた現状の課題への対応

#### ◆本県特別支援教育の基本理念「共に学び、共に育つ教育」の推進

- ▶身近な地域において、人の教育的ニーズに応じうる教育
- ▶障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが自己実現できる教育
- ▶幼児期からの継続的、系統的な教育

#### 共生社会の実現（すべての人が互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することのできる地域づくり）

### 4 前再編整備計画及びその後の主な取組

#### 【前再編整備計画における主な取組】（H19～H22）

- ・一関清明支援学校開設：H20
- ・一関聾学校と一関養護学校の統合
- ・盛岡青松支援学校開設：H21
- ・松園養護学校と青山養護学校の統合
- ・盛岡みたち支援学校高等部設置：H21
- ・盛岡市高等支援学校新設設置：H21
- ・盛岡市高等支援学校千厩分教室設置：H19
- ・一関清明支援学校千厩分教室設置：H19

#### 【その後の主な取組】（H23～）

- ・盛岡みたち支援学校二戸分教室中・高等部設置
- ・中津部H25 高等部H28
- ・花巻清風支援学校特別教室棟の増築：H26
- ・花巻清風支援学校北上みなみ分教室小・中・学部設置：H29
- ・養育センター移転に伴う盛岡となん支援学校新築移転：H29
- ・盛岡みながし支援学校開設：H31
- ・釜石祥雲支援学校新築移転に向けた校舍等の設計：H30
- ・エリアコソンの整備：R1

### 5 本県の現状と主な課題

#### 【現状：県立特別支援学校】（令和2年5月1日現在）

○学校数：本校14校、分校1校（国立1校、私立1校）  
○児童生徒数：1,474人（幼10人、小474人、中331人、高650人、専9人）

#### 【主な課題】

- ・高等部教育・職業教育環境の変化
- ・校舍老朽化
- ・児童生徒の障がいの多様化への対応による学校施設の狭小化と教室不足
- ・特別支援学校未設置地区

- ・障がいの多様化に伴う通学に係る多様なニーズ及び負担
- ・学校立地の自然災害対応
- ・児童生徒の障がいの多様化・重度化（複雑化）
- ・盛岡地域特別支援学校の教育環境の変化

## 「障害のある子供の教育支援の手引」(概要)

## ポイント

・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた一貫した教育支援の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を異現していくことが重要。

・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起點に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「教育的二一ス」に係る基本的な考え方を整理。

・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、就学先決定等のモデルプロセスを再構築。

・障害種毎に、教育的二一スを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

## 第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

## 1. 就学に関する新しい支援の方向性

「教育的二一ス」を整理するための3つの観点 ①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容を、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点を、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

## 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援

3. 今日的な障害の捉えと対応

## 第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス ①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直しに分けて解説

## 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動 ①  
・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

## 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス ②

・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。  
- 特別支援学級と通級による指導等との関係について  
- 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言  
・障害のある外国人について

## 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス ③

・教育的二一スの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

## 第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの  
～相談担当者の心構えと求められる専門性～

## 第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

## 1. 当該障害のある子供の教育的二一ス

2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

・障害種別に、教育的二一スを整理するための観点 ①障害の状態等 ②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容を、具体的に提示。  
・障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害



※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「医療的ケア実施支援資料」を作成。  
※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより確に行われるよう、関連資料として、「個別の教育支援計画」の参考様式を提示。

詳細はこちら(文部科学省HP)

# 小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

## 背景

- 学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。
- 「学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」  
→ 喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す
- 令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立  
（国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。）

この度、学校における医療的ケアの体制を充実する上で参考となる資料を作成

## 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」

### 第1編 医療的ケアの概要と実施者

#### 医療的ケア及び学校における医療的ケアの実施者について解説

- 第1章 医行為と医療的ケアとは
- 第2章 学校における医療的ケアの実施者

### 第2編 学校における受け入れ体制の構築

#### 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理

- 第1章 実施体制の整備
- 第2章 市町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築
- 第3章 小学校等における組織的な実施体制の構築

### 第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

#### 医療的ケア児の就学先の検討や医療的ケア児のニーズの把握の際に参考となるよう

#### 医療的ケアの状態等に応じた対応について、各医療的ケアごとに記載

- 第1章 喀痰吸引
- 第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- 第3章 気管切開部の管理
- 第4章 経管栄養
- 第5章 導尿
- 第6章 人工肛門（ストーマ）の管理
- 第7章 血糖値測定・インスリン注射

※ 医療的ケア児のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する相談・支援に際しては、障害のある児童生徒等の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等について充実して示された「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を参照すること。

詳細はこちら（文部科学省HP）



# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年6月11日成立)

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

## 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにならざるに重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができ、社会の実現に寄与する

## 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
  - 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

## 国・地方公共団体の責務

## 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

### 支援措置

### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
  - 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
  - 看護師等の配置

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討



# 特別支援学校設置基準の概要

## 趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編成の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①特別支援学校を設置するために必要な最低の基準とするとともに、②地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定することを基本方針とする。

## 主な内容

### 他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
  - ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1条2～3項】
  - ◆ 経過措置（編成並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編成等については、当分の間、なお従前の例によることとする）【附則2条】
- 等

### 特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：療養・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4条】
  - ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下）【5条】
  - ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12条】
  - ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15条】
  - ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
  - ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
- 等

## その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120条～123条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）今後のスケジュール  
 令和3年9月中 公布  
 令和4年4月1日 施行  
 令和5年4月1日 施行（編制、施設及び設備）

### Ⅲ 教育

## 14 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます

#### (基本方向)

特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの自立や社会参加を目指し、切れ目のない支援が行われるよう、「個別の指導計画<sup>1</sup>」や「個別の教育支援計画<sup>2</sup>」の作成・活用などにより、就学前から卒業後までの一貫した支援を充実します。

また、全ての児童生徒が地域の学校で共に学ぶことができるよう、通級による指導<sup>3</sup>や特別支援学級での指導の充実などにより、一人ひとりの教育ニーズに対応します。

さらに、特別支援教育の指導・支援体制の充実を図るため、全ての学校を対象とした研修の充実などにより、教職員の専門性の向上を図ります。

#### 現状と課題

- ・ 国において、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」が策定されるなど、全ての学校における特別支援教育に係る支援体制の構築が求められています。
- ・ 児童生徒の障がいの状態が多様化しており、個々の教育ニーズに応じた指導・支援を充実していく必要があります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、各学校においては、一人ひとりに応じた教育が実現されるよう試行錯誤を重ねながら、指導や支援を進めています。

#### 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

##### ① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

- ・ 児童生徒一人ひとりの障がいに応じたきめ細かな支援を行うため、学習指導における「個別の指導計画」や、学校、家庭、福祉・医療等の関係機関との連携による、総合的な支援を定めた「個別の教育支援計画」に基づくサポート体制の充実を図ります。
- ・ 幼少期から継続した一貫性のある支援を行うため、引継ぎシート<sup>4</sup>や就学支援ファイル<sup>5</sup>等を活用して、幼稚園・保育所等から小学校への適切な接続と、進学時における学校種間の円滑な引継ぎに取り組みます。

また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制のもとに、医療・福祉などの関係機関とのネットワークを構築しながら、個に応じた指導・支援

<sup>1</sup> 個別の指導計画：学校で指導を行うに当たって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの目標、内容、方法、役割分担、期間等について作成する計画。特別支援学校では全員について作成することとなっている。

<sup>2</sup> 個別の教育支援計画：教育サイドが主体となって作成する「個別の支援計画」。本人・保護者の参画や関係機関との連携により、継続した一貫性のある支援をねらいとして作成するもの。

<sup>3</sup> 通級による指導：小中学校・義務教育学校及び高等学校の通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒に対して、個別に教育的ニーズに応じた指導を週に数時間程度行う特別支援教育の一つの形態。

<sup>4</sup> 引継ぎシート：支援を必要とする児童生徒に対して継続した一貫性のある指導・支援につなげるための各校種間等の引継ぎを行うシート。

<sup>5</sup> 就学支援ファイル：「個別の教育支援計画」に関連する資料。「いわて特別支援教育推進プラン」において、幼児期からの円滑な就学に向けた相談支援のための資料として作成、活用されるよう働きかけているもの。独自の様式を作成、活用して運用を行っている市町村もある。

が推進されるよう取り組みます。

- ・ 就労を希望する生徒の進路を実現するため、特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場を継続的に設けるとともに、企業側の生徒の理解を促進する特別支援学校技能認定制度<sup>6</sup>やいわて特別支援学校就労サポーター制度<sup>7</sup>の活用により、実習先の確保や雇用の拡大に取り組みます。

## ② 特別支援教育の多様なニーズへの対応

- ・ 児童生徒の相互理解が促進されるよう、交流籍<sup>8</sup>を活用した特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒との交流や共同学習など、「共に学び、共に育つ教育」を推進します。
- ・ 小・中学校等及び高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、「通級による指導」を進めます。
- ・ 地域の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンター的機能を担い、特別支援教育の専門性を生かしながら、幼稚園や小・中学校等に適切な助言や援助を行います。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、学校への看護師の適切な配置に努めるとともに、安全で適切なケアを行うための看護師を対象とした研修を実施します。
- ・ 長期入院を必要とする児童生徒の学習を保障するため、小・中・高等学校と特別支援学校との連携や、各学校と医療機関との連携に取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの多様なニーズに対応するため、医療、福祉、心理等の外部専門家を活用した指導・支援の充実を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の円滑な意思疎通や自立した生活を支援するため、特別支援学校や特別支援学級におけるAT（アシスティブテクノロジー）<sup>9</sup>や情報通信技術（ICT）機器の更なる活用を推進します。
- ・ 全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、特別支援学校の整備計画を策定し、計画に基づき、市町村などの関係機関との調整を進めます。

## ③ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

- ・ 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」や、発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向けの公開講座を実施します。
- ・ 地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。

## ④ 教職員の専門性の向上

- ・ 幼稚園、小・中学校等及び高等学校の教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るため、各学校の取組に係る協議や情報交換などの実践的な内容を取り入れた研修の充実を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加の促進のため、ATや情報通信技術（ICT）機器を活用した実践的・効果的な授業改善に向けた教員研修を実施します。

<sup>6</sup> 特別支援学校技能認定制度：地域の企業等への就労につなげるため、企業関係者や特別支援学校等で特別支援学校の生徒の能力を客観的に見る技能認定会を開催するもの。

<sup>7</sup> 就労サポーター制度：特別支援学校と企業との連携強化、進路指導や雇用の機会拡大を目的とし、趣旨に賛同した企業に登録証を交付し、特別支援学校の生徒の就業体験や産業現場等実習の受入れ先として協力いただくもの。

<sup>8</sup> 交流籍：特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげる。

<sup>9</sup> AT（アシスティブテクノロジー）：一人ひとりの障がい等に応じた支援機器及び支援技術。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～2018	2019	2020	2021	2022																				
<b>① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実</b> 目標 ・「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継ぎを行っている学校の割合（％） <table border="1"> <tr> <th>現状値</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>100</td> </tr> </table> ・「特別支援学校と企業との連携協議会」に参加した企業数（社） <table border="1"> <tr> <th>現状値</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> <tr> <td>70</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>90</td> <td>95</td> </tr> </table> 現状値は2017年の値	現状値	2019	2020	2021	2022	—	30	50	70	100	現状値	2019	2020	2021	2022	70	80	85	90	95	小学校就学前から小中学校等における引継ぎシートの活用 作成・試行 → 取組先行事例の周知 → 活用	特別支援学校と企業との連携協議会の推進	いわて特別支援学校就労サポーター制度の推進	特別支援学校技能認定会への参加校の拡充	地域ごとの特別支援学校技能認定会の実施
現状値	2019	2020	2021	2022																					
—	30	50	70	100																					
現状値	2019	2020	2021	2022																					
70	80	85	90	95																					
<b>② 特別支援教育の多様なニーズへの対応</b> 目標 ・通級による指導に係る研修を受講した教員の割合（％） <table border="1"> <tr> <th>現状値</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> <tr> <td>90</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </table> 現状値は2017年の値  ・特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒が、看護師による医療的ケアを受けた割合（％） <table border="1"> <tr> <th>現状値</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> <tr> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </table> 現状値は2018年の値	現状値	2019	2020	2021	2022	90	100	100	100	100	現状値	2019	2020	2021	2022	100	100	100	100	100	特別支援学校と小中学校等との交流及び共同学習 各校種における「通級による指導」の推進 高校における「通級による指導」の推進 指定校での本格実施 → 全県への拡大 特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修の実施 新任担当研修 → 新任担当及び2年目研修 → 新任担当、2年目及び3年目研修	特別支援学校による幼稚園、小中学校等への助言や援助	医療的ケア体制整備の実態把握・分析 → 適正な看護師配置と研修会の実施 長期入院児童生徒への訪問教育の拡大検討 → 長期入院児童生徒への訪問教育の拡大	医療・福祉・心理等外部専門家を活用した指導・支援の推進	A T等の支援機器・支援技術の活用の推進 A T等の実践事例集の作成 → 小中学校等への普及 特別支援学校整備計画の策定 → 特別支援学校の教育環境の整備
現状値	2019	2020	2021	2022																					
90	100	100	100	100																					
現状値	2019	2020	2021	2022																					
100	100	100	100	100																					

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）																								
	～2018	2019	2020	2021	2022																				
<b>③ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進</b> 目標 ・特別支援教育サポーターの登録者数（人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>236</td> <td>290</td> <td>320</td> <td>350</td> <td>380</td> </tr> </tbody> </table> 現状値は2017年の値	現状値	2019	2020	2021	2022	236	290	320	350	380															
現状値	2019	2020	2021	2022																					
236	290	320	350	380																					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">県民向け公開講座の開催</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公開講座の見直し</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; flex-grow: 1;">公開講座の拡充</div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">特別支援教育サポーター養成講座の開催</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">養成講座の見直し</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; flex-grow: 1;">養成講座の内容充実・講座受講者数拡大への取組推進</div> </div> </div>																								
<b>④ 教職員の専門性の向上</b> 目標 ・特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した教員数（人）〔累計〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小一</td> <td>79</td> <td>158</td> <td>237</td> <td>316</td> </tr> <tr> <td>中一</td> <td>41</td> <td>82</td> <td>123</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>高一</td> <td>17</td> <td>34</td> <td>51</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> 目標値は2019年からの累計	現状値	2019	2020	2021	2022	小一	79	158	237	316	中一	41	82	123	164	高一	17	34	51	67					
現状値	2019	2020	2021	2022																					
小一	79	158	237	316																					
中一	41	82	123	164																					
高一	17	34	51	67																					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">知的障がい特別支援学校における公開授業研究会の実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年次計画の作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指定校による実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; flex-grow: 1;">各学校で実施</div> </div> </div>																								

### 県以外の主体に期待される行動

- （家庭・地域）
  - ・引継ぎシート・就労支援ファイル等の作成への協力
  - ・「交流籍」「通級指導教室」への理解・協力
  - ・特別支援サポーター養成研修への参加
- （企業・事業所）
  - ・障がい者雇用への理解と受入れ
  - ・生徒の就労促進のための学校・企業連絡協議会や技能認定制度への協力
  - ・生徒の就労を支援する就労サポーター制度への登録
- （関係団体等）
  - ・福祉・医療機関における引継ぎシートを活用した学校との情報共有等
  - ・医療機関における医療的ケアの実施に関する学校との情報共有等
  - ・労働機関における障がい者雇用、就労支援等に係る学校と連携した支援
  - ・通学支援への協力や放課後等の生活に係る学校と連携した支援
- （学校）
  - ・「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用
  - ・引継ぎシート・就労支援ファイル等の作成による幼稚園から高校・特別支援学校までの一貫した支援の実施
    - ・特別な支援が必要な生徒の就労支援に関する地域等の理解促進
    - ・地域の福祉、労働関係機関と連携した特別な支援が必要な生徒の進路支援
    - ・「交流籍」などによる交流学习や共同学習の実施
    - ・「通級による指導」の実施
    - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用した支援の充実
    - ・地域の幼稚園、小・中学校、高等学校の要請に応じた指導・支援
    - ・A T ・情報通信技術（I C T）機器を活用した授業の実践

- ・教職員の指導力の向上を図るための校内研修会・研究会の実施  
(市町村教育委員会)
- ・指導主事の学校訪問等による特別支援教育に関する指導・助言・啓発
- ・小・中学校における通級指導教室のニーズに対応した設置
- ・看護師や支援員等の配置や研修の実施
- ・特別支援学校の整備計画に基づく特別支援学校整備への協力  
(市町村)
- ・保健福祉部門・雇用労働部門と教育委員会との連携
- ・「共に学び、共に育つ教育」や障がい等に関する住民理解の推進

## 5 特別支援教育の推進

### (1) 現状と課題

- 1 国において、「第4次障害者基本計画」や「新学習指導要領」が策定されるなど、全ての学校における特別支援教育に係る支援体制の構築が求められています。
- 2 児童生徒の障がいの状態が多様化しており、個々の教育ニーズに応じた支援を充実していく必要があります。
- 3 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、各学校においては、一人ひとりに応じた教育が実現されるよう試行錯誤を重ねながら、指導や支援を進めています。
- 4 特別支援教育サポーターの登録者数の増加など、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への理解は進んでいますが、共生社会の形成に向けて、関係機関との連携を図りながら、更に理解が促進されるよう取り組む必要があります。

### (2) 目指す姿

- 1 幼稚園から高等学校まで、特別な支援のための教育環境が整い、就学前から卒業後までの切れ目のない一貫した教育が実現しています。
- 2 児童生徒一人ひとりが、その存在が認められ、個々の教育的ニーズにきめ細かく応える支援体制により、地域の学校で全ての児童生徒が「共に学び、共に育つ教育」の理念のもと成長しています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 2017	目標値				
		2019	2020	2021	2022	(参考値) 2023
① 特別支援学校が適切な指導・支援を行っていると感じる保護者の割合	—	62%	64%	66%	68%	70%
② 「特別支援学校と企業との連携協議会」に参加した企業数	70社	80社	85社	90社	95社	100社
③ 特別支援教育サポーター登録者数	236人	290人	320人	350人	380人	410人

**(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性**

1 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

- ・ 児童生徒一人ひとりの障がいに応じたきめ細かな支援を行うため、学習指導における「個別の指導計画<sup>2)</sup>」や、学校、家庭、福祉・医療等の関係機関との連携による、総合的な支援を定めた「個別の教育支援計画<sup>3)</sup>」に基づくサポート体制の充実を図ります。
- ・ 幼少期から継続した一貫性のある支援を行うため、就学支援ファイル<sup>4)</sup>や新たに県として開発する「引継ぎシート<sup>5)</sup>」等を活用して、幼稚園・保育所等から小学校への適切な接続と、進学時における学校種間の円滑な引継ぎを推進します。  
また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制の下に、医療・福祉などの関係機関とのネットワークを構築しながら、個に応じた指導・支援が推進されるよう取り組みます。
- ・ 早期からの適切な就学支援の促進を図るため、教育上特別な支援を必要とする幼児の保護者が、必要な情報を得られるように教育支援に係るリーフレット等の作成・活用を推進します。
- ・ 就労を希望する生徒の進路を実現するため、特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場を継続的に設けるとともに、企業の生徒に対する理解を促進する特別支援学校技能認定制度<sup>6)</sup>や就労サポーター制度の活用により、実習先の確保や雇用の拡大に取り組みます。



## 2 特別支援教育の多様なニーズへの対応

- ・ 児童生徒の相互理解が促進されるよう、交流籍<sup>7</sup>を活用した特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習など、「共に学び、共に育つ教育」を推進します。
- ・ 小・中学校等及び高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、「通級による指導<sup>8</sup>」を進めます。
- ・ 地域の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を担い、特別支援教育の専門性を生かしながら、幼稚園や小・中学校等に適切な助言や援助を行います。
- ・ 小・中学校等における特別支援教育の推進を図るため、専門的な知識等を有する小・中学校等の教員に特別支援教育中核コーディネーターを委嘱し、授業や研究、相談等への助言や援助を行います。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、学校への看護師の適切な配置に努めるとともに、安全で適切なケアを行うための看護師を対象とした研修を実施します。
- ・ 長期入院を必要とする児童生徒の学習を保障するため、小・中・高等学校と特別支援学校との連携や、各学校と医療機関との連携に取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの多様なニーズに対応するため、医療、福祉、心理等の外部専門家等を活用した指導・支援の充実を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の円滑な意思疎通や自立した生活を支援するため、特別支援学校や特別支援学級等におけるAT（アシスティブテクノロジー）<sup>9</sup>やICT機器の更なる活用を推進します。
- ・ 全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、特別支援学校の整備計画を策定し、計画に基づき、市町村などの関係機関との調整を進めます。

## 3 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」や、発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向けの公開講座を実施します。
- ・ 地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。

## 4 教職員の専門性の向上

- ・ 幼稚園、小・中学校等及び高等学校の教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るため、各学校の取組に係る協議や情報交換などの実践的な内容を取り入れた研修の充実を図ります。
- ・ 特別支援学級と通級による指導を担当する教員の専門性向上を図るため、1

年目から3年目までの継続型のステップアップ研修を実施します。

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加の促進のため、ATやICT機器を活用した実践的・効果的な授業改善に向けた教員研修を実施します。

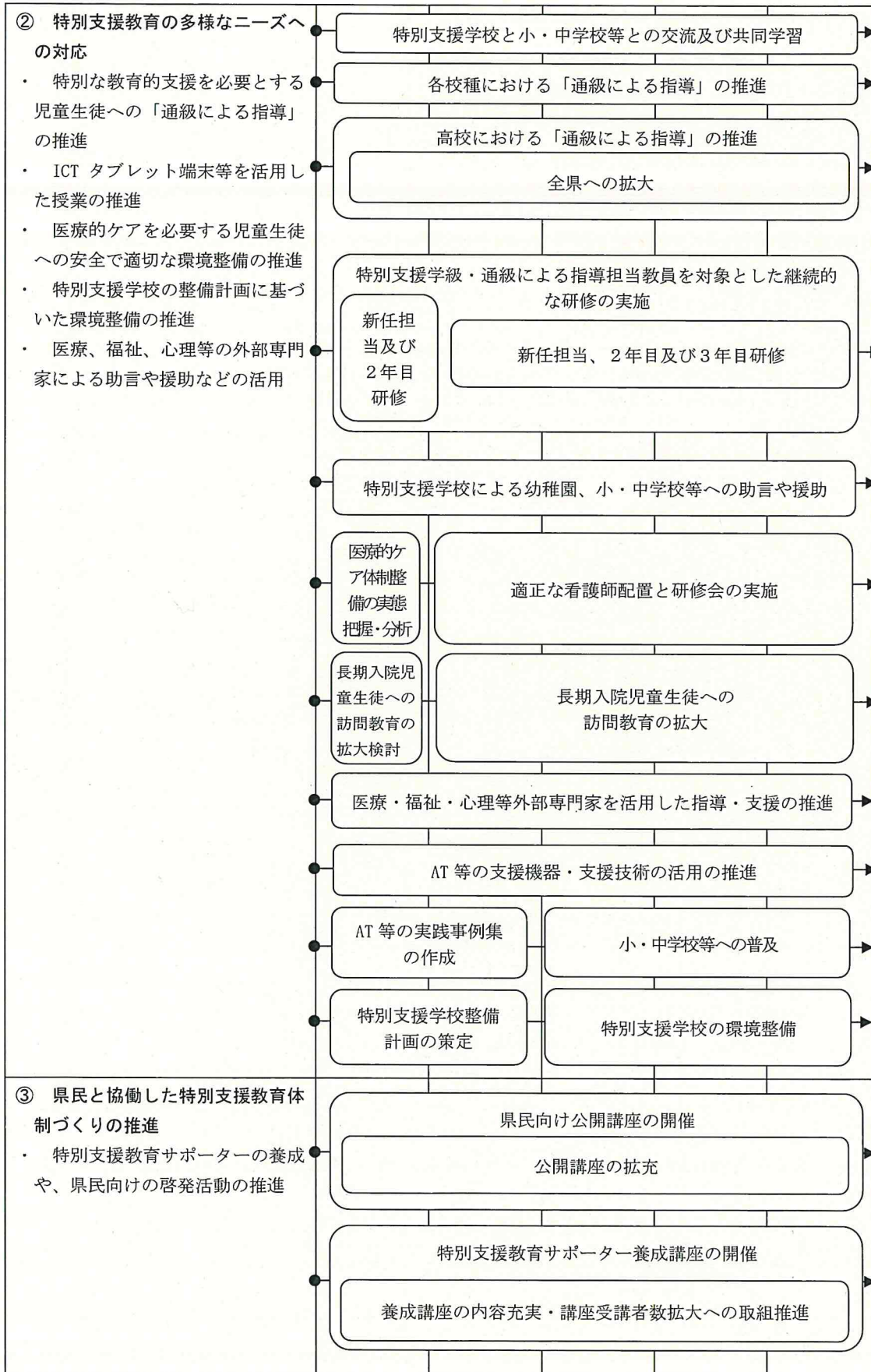
#### (4) 取組にあたっての役割分担

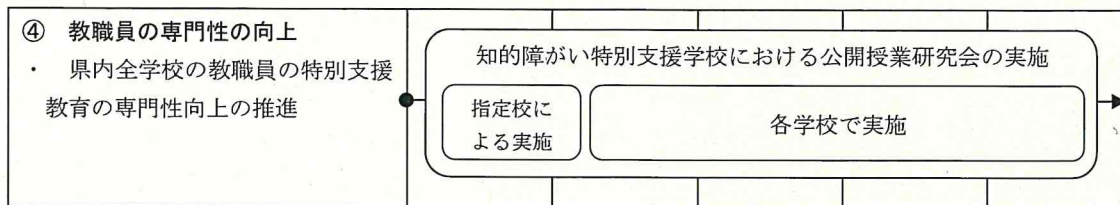
- 1 幼稚園、保育所及び学校は、障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実に取り組みます。
- 2 家庭、地域は、サポーターとして、特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する教育活動に協力します。
- 3 企業は、生徒の進路実現のために、技能習得への助言や就労の支援を行います。
- 4 労働・福祉関係機関は、児童生徒の就労や自立に向けた支援を行います。
- 5 県と市町村の教育委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒に対する就学前から高等学校卒業までの一貫した支援について、医療、福祉、労働等の関係機関と連携して取り組みます。

また、県教育委員会は、「いわて特別支援教育推進プラン<sup>10</sup>」を計画的に実行するとともに、市町村教育委員会と連携して、各学校における特別支援教育の充実に取り組みます。

#### (5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	2019	2020	2021	2022	2023
<b>① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実</b> ・ 「個別の指導計画」等に基づく指導や、「引継ぎシート」等による一貫した支援の充実 ・ 就労希望の生徒に対応した進路実現を図るため、特別支援学校と企業関係者等との連携を強化 ・ 特別支援学校技能認定制度を実施し、企業側の生徒の理解を促進	小・中学校等における引継ぎシートの活用				
	作成・試行	取組先行事例の周知	活用		
	特別支援学校と企業との連携協議会の推進				
	いわて特別支援就労サポーター制度の推進				
特別支援学校技能認定会への参加校の拡充	地域ごとの特別支援学校技能認定会の実施				





【用語解説】

<sup>1</sup>第4次障害者基本計画：平成30年度（2018年度）から5年間の政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画。当事者本位の総合的・分野横断的な支援、障害のある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援、障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進、「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進などについて記載されている。

<sup>2</sup>個別の指導計画：学校で指導を行うに当たって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの目標、内容、方法、役割分担、期間等について作成する計画。特別支援学校では全員について作成することとなっている。

<sup>3</sup>個別の教育支援計画：学校が主体となって作成する「個別の支援計画」。本人・保護者の参画や関係機関との連携により、継続した一貫性のある支援をねらいとして作成するもの。

<sup>4</sup>就学支援ファイル：教育上特別な支援を必要とする幼児等を対象として、子どもの様子、保護者の願い、教育、福祉、医療等の支援を記録するためのファイルであり、就学先を検討する際の資料や引継資料として活用される。

<sup>5</sup>引継ぎシート：各校種間の引継ぎを確実にを行い、継続した一貫性のある指導・支援につなげるために作成・活用するシート。

<sup>6</sup>特別支援学校技能認定制度：特別支援学校の生徒一人ひとりの働く力を高め、作業学習の一層の充実と実習や就労の機会拡充を図るために、生徒の能力を客観的に示すことができる制度を設定し、技能認定会を実施するもの。

<sup>7</sup>交流籍：特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校等に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげる。

<sup>8</sup>通級による指導：通常の学級に在籍し、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導。

<sup>9</sup>A T（アシスティブテクノロジー）：一人ひとりの障がい等に応じた支援機器及び支援技術。

<sup>10</sup>いわて特別支援教育推進プラン：「共に学び、共に育つ教育」を推進し、全ての人が互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会の実現を目指した、岩手県の特別支援教育の方向性を示すプラン。